

**淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた
子どもも大人も楽しめるパンフレット（デジタル版含む）製作業務
委託仕様書**

1 委託業務名

淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた子どもも大人も楽しめるパンフレット（デジタル版含む）製作業務

2 業務目的

本業務では、淡路島の地場産業（瓦・線香・そうめん）がコラボレーションした、子どもを起点とした大人も楽しめるわかりやすく魅力的なパンフレットを製作し、島内の家庭や学校教育で活用してもらうことにより、子どもから大人まで、地場産業の魅力や価値への理解促進と、郷土への誇り（シビックプライド）の醸成を図る。

加えて、WEB サイト、SNS 等を活用し、デジタル版等により地域外の方にも地場産業の魅力を発信する。

3 業務期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 ターゲット

主に淡路地域の子ども（小学校高学年）を対象とし、保護者などの大人も含む

5 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、上記目的を達成するために、下記の点を踏まえながら淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた子どもも大人も楽しめるパンフレットの印刷及び電子版作成を行う。印刷については、6,000部程度を作成するものとし、詳細な部数については、県と受託者の協議により決定する

（1）企画・構成設計

- ア 子どもと大人それぞれが興味を持って読み進められるレベル（難易度）の内容とすること
- イ 地場産業を「自分たちの地域の誇り」として捉えられるよう、その歴史や背景、担い手の想い等を整理し、子どもから大人まで幅広い層に理解・共感されるストーリー性のある分かりやすい表現とすること
- ウ 学校教育の場での活用や家庭内の話題となる内容とすること
- エ 地域外の閲覧者への周知にも応用でき、広く地場産業への関心を喚起する内容とすること
- オ 地場産業各々の個別の紹介等ページだけではなく、3つの産業がコラボレーションしたページを作成すること
- カ 地場産業に係る既存のパンフレットや冊子等と整合性を図りつつ、極力重複しない内容とすること
- キ 一定期間（3年間程度）は、改編の必要がない内容とすること

ケ 読んだ者が、「実際に行ってみたい」「体験してみたい」と感じ、行動を起こすきっかけとなる内容とすること

(2) 取材・情報整理

ア 地場産業関係者（事業者、職人等）への取材の実施

イ 写真撮影、必要に応じてイラスト・図解作成

ウ 既存資料等の整理・編集

エ 子どもが理解できる表現への言い換え・再構成

※取材にあたっては、関係者との調整を十分に行うこと

(3) パンフレット製作（内容・編集）

ア パンフレットについてはA4 サイズ 12 ページ程度の分量を基本とするが、県と協議の上、内容や構成に応じてページ数およびサイズの変更を認めるものとする。

イ 子どもにも理解しやすい文章量・表現とすること

ウ クイズや問いかけ等の参加型要素を取り入れ、「自分ごと」として考えながら主体的な理解を促す内容とすること

エ 多様な価値観に配慮した表現とすること

オ 図解・イラスト・写真を効果的に使用すること

(4) デザイン

ア 子どもが読みやすいデザインとすること

イ 文字サイズ、配色等についてはユニバーサルデザインに配慮すること

ウ パンフレットとしての一覧性、視認性を確保すること

(5) デジタル対応

ア デジタル閲覧を前提とした製作とすること

イ 想定形式：PDF 形式または Web 閲覧形式

ウ スマートフォン・タブレットでの閲覧にも配慮すること

(6) その他

上記（１）～（５）に掲げる内容のほか、完成したパンフレットの効果的な配布及び活用方法に関する提案を含め、県が有用又は有益であると判断した追加提案については、採用することがある。

6 成果物の提出等

(1) 成果物

ア 完成版パンフレット（印刷版約 6,000 部・電子版両方）

イ 編集可能な元データ（InDesign、Illustrator 等）

ウ 使用写真・イラストデータ一式

エ 使用素材・権利関係一覧

オ 業務報告書

※成果物は、県が二次利用できる形で納品すること。

- (2) 提出場所 兵庫県淡路県民局県民躍動室交流渦潮課
(洲本市塩屋2丁目4番5号 洲本総合庁舎3階)

- (3) 納期 令和9年2月26日(金)

7 委託料上限額

2,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 留意事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルは、受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

(2) 費用負担

本業務に必要な経費は、著作権使用料(画像等の著作権使用料含む。)、取材写真撮影・イラスト製作、連絡調整等に係る費用も含めて全て契約金額に含むものとする。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 成果物の利用(二次利用)

本業務の成果物の著作権は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品等を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた、同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ア 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。製作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真(風景・図画等)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

い。但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) 協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従う。

(10) 法令遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(11) その他

ア 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

イ 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、受託者は、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。